

特定非営利活動法人 KUSC 利益相反防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 KUSC（以下「当法人」という。）の「利益相反に該当する事項」について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、当法人の役員に対して適用する。

(利益相反行為の禁止)

第3条 当法人が助成先団体を選定、監督するにあたり、当法人と助成先団体との間の利益相反行為をしてはならない。

2 助成事業等を行うにあたり、役員、選考委員、職員その他団体の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。

(自己申告)

第4条 役職員は、各自又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事することとなる場合には、事前に事務局に書面で申告するものとする。

2 役職員に対して、利益相反に該当する事項に関する自己申告をさせた上で適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和6年8月22日から施行する。(令和6年8月22日理事会決議)